

博士論文を提出する大学院生のみなさま

博士論文のインターネットによる公表について

南山大学

1. 博士論文のインターネット公表の義務化について

博士論文をインターネットによって公表することが、2013（平成25）年3月11日の「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）の改正（平成25年3月11日文部科学省令第5号）により、博士の学位を授与された者にとっての義務となりました。

「学位規則」および「南山大学学位規程」に基づき、博士の学位を授与したときは、本学は当該博士の学位授与日から3か月以内に、博士論文の内容の要旨および審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。加えて、博士の学位を授与された者は、1年以内に博士論文の「全文」をインターネットの利用により公表しなければなりません。

2. 博士論文のインターネット公表の意義について

博士論文のインターネットの利用による公表は、学位を授与している大学にとっては、社会に対して成果を還元し、また学位の水準や審査の透明性・客観性を保証するためのものです。博士の学位を請求したときの論文の「全文」は、学位を授与された者にとっても、学位を授与した大学にとっても、学位授与の根拠となるもので、大学はそれを保存し、公表しなければなりません。

また博士の学位を授与された者にとっても研究成果が先取のものであることを簡便かつ安価な方法で全世界にいち早く証明することができ、自己の業績に関する正当な権利を行使することが容易となります。

3. 博士論文のインターネットによる公表の手順について

南山大学では、南山大学機関リポジトリに登録することにより、博士論文のインターネット公表を行います。機関リポジトリの登録手順は、次のとおりです。

| | 提出物 | 提出期限 | 提出先 |
|---|------------------------------|--------------|----------|
| 1 | 『南山大学機関リポジトリ申請書（博士論文用）』（様式2） | 学位授与決定後、速やかに | 研究科事務室※1 |
| 2 | 博士論文「全文」 | 学位授与日から1年以内 | 研究科事務室※1 |

※1：研究科長の確認後、研究科事務室より図書館事務室へ提出 → 「全文」を機関リポジトリ登録

4. 「全文」を公表できないやむを得ない事由がある場合について

博士論文のインターネットによる「全文」公表にあたり、研究科委員会が「やむをえない事由」があると認めた場合に限り、「全文公表の延期」「全文非公表」とすることができます。次の手順に従って申請してください。

| | 提出物 | 提出期限 | 提出先 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 1 | 『博士論文インターネット公表確認書』（様式〇） | 学位授与決定後、速やかに | 研究科事務室 (→研究科委員会) |
| 2 | 『南山大学機関リポジトリ申請書（博士論文用）』（様式2） | 「やむを得ない事由」があることを研究科委員会が承認後、速やかに | 研究科事務室※2 |
| 3 | 博士論文「全文」および「要約」 *「要約」は指定様式使用 | 学位授与日から1年以内 | 研究科事務室※2 |

※2：研究科長の確認後、研究科事務室より図書館事務室へ提出
→「要約」を機関リポジトリ登録、「全文」を保管し求めに応じ閲覧に供する
(公表延期の場合) 延期期間経過後、「全文」を機関リポジトリ登録

<「全文公表を延期」する場合の留意事項>

- ・公表延期可能期間は学位授与日から2年間です。2年以内にやむを得ない事由が解消しない場合は、『博士論文インターネット公表確認書』を再提出して公表延期継続の手続きを行ってください。以降1年ごとに同様の手続きが必要です。『博士論文インターネット公表確認書』が再提出されない場合は、やむを得ない事由が解消したものとみなし、自動的に「全文」を公表します。
- ・公表延期可能期間は、最長5年間です。学位授与日から5年経過した時点で、自動的に「全文」を公表します。

<「全文公表を延期」から「全文を非公表」へ変更する場合>

- ・公表延期期間内に「全文を非公表」とする事由が生じた場合は、『博士論文インターネット公表確認書』を再提出して「非公表」の申請手続きを行ってください。

<全文を公表できない「やむを得ない事由」例>

- ① 当該論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を越えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
*その場合は、その旨記述し、該当箇所以外の部分は可能な限り公表する。
- ② 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
*出版されている、あるいは出版契約している場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項を記載することによって、読者の便宜を図る。
- ③ その他、特別な事由により1年を超えてインターネットによる公表ができない場合

以上

【この件に関する問い合わせ先】

- ・提出する書類等について：指導教員または研究科事務室
- ・機関リポジトリについて：図書館事務室機関リポジトリ担当 (lib-ai@nanzan-u.ac.jp)